NEWS RELEASE

2026 年 11 月 9 日

「公益信託 ENEOS 水素基金」2026 年度 助成対象者の決定について
～水素エネルギーによるサステナブルな社会の実現に向けて～

ENEOS 株式会社（以下、ENEOS）は、ENEOS が設立した「公益信託 ENEOS 水素基金（運営委員長：里川　重夫　山梨大学ゼロエミッションみらい研究センター 特任教授、受託者：三井住友信託銀行）」の 2026 年度助成対象者を次の 6 名に決定したことをお知らせいたします。

(敬称略)

根岸　雄一 （ねぎし　ゆういち）	東北大学　多元物質科学研究所　教授
白岩　隆行 （しらいわ　たかゆき）	東京大学　先端科学技術研究センター　准教授
薮下　瑞帆 （やぶした　みずほ）	東北大学大学院　工学研究科　応用化学専攻　准教授
門田　健太郎 （かどた　けんたろう）	京都大学大学院　理学研究科　化学専攻　助教
塚本　孝政 （つかもと　たかまさ）	東京大学　生産技術研究所　講師
宇野　正起 （うの　まさおき）	東京大学大学院　理学系研究科　地球惑星科学専攻　准教授

ENEOS は、脱炭素に向けた水素社会の早期実現に貢献することを目的に、2006 年 3 月に本基金を創設しました。本基金は、水素供給に関する研究助成に特化した公益信託としては我が国初のものであり、水素供給に関する「独創的かつ先導的な基礎研究」に対し、年間総額 5 千万円（1 件あたりの上限 1 千万円）の研究助成金を今後約 9 年間にわたり安定的に交付することが可能な規模を有しています。

2026 年度は、54 件の応募の中から、本基金の運営委員会による厳正な審査を経て、上記助成対象者を決定しました。研究助成金贈呈式は 11 月 30 日（月）に開催いたします。

ENEOS株式会社
広報部 メディアリレーショングループ　〒100-8162 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号　pr@eneos.com

ENEOS

ENEOS グループは、本基金を通じた独創的かつ先導的な基礎研究への支援により、長期ビジョンに掲げる「エネルギー・素材の安定供給」と「カーボンニュートラル社会の実現」との両立に向けた取り組みを進めてまいります。

＜添付資料＞

1. 2026 年度　助成対象者および研究テーマ
2. 「公益信託 ENEOS 水素基金」の概要

以　上

ENEOS株式会社
広報部 メディアリレーショングループ　〒100-8162 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号　pr@eneos.com

添付資料 1

2026 年度 助成対象者および研究テーマ

第 1 分野＜水素製造技術＞

根岸（ねぎし） 雄一（ゆういち）　（東北大学　多元物質科学研究所　教授）
“原子精密金属クラスターCOF による水素生成反応の量子サイズ効果の解明”

第 2 分野＜水素貯蔵・輸送に関する技術＞

白岩（しらいわ） 隆行（たかゆき）　（東京大学　先端科学技術研究センター　准教授）
“高強度鋼の水素脆化におけるすべり系感受性の逆推定”

第 3 分野＜CO_2 固定化・削減技術＞

藪下（やぶした） 瑞帆（みずほ）　（東北大学大学院　工学研究科　応用化学専攻　准教授）
“金属ナノ粒子のアニオンチューニングが拓く二酸化炭素と水素を用いる
脂肪族アミンの高機能化反応”

門田（かどた） 健太郎（けんたろう）　（京都大学大学院　理学研究科　化学専攻　助教）
“炭酸イオン含有金属-有機構造体を基盤とする CO2 循環系の創成”

塚本（つかもと） 孝政（たかまさ）　（東京大学　生産技術研究所　講師）
“原子クラスターの特異的表面原子配列を利用した GHG 変換技術の開拓”

宇野（うの） 正起（まさおき）　（東京大学大学院　理学系研究科 地球惑星科学専攻　准教授）
“反応誘起破壊による鉱物炭酸塩化の革新的加速条件の解明”

以　上

添付資料 2

「公益信託 ENEOS 水素基金」の概要

信託目的	地球環境と調和したエネルギーである水素エネルギーの供給に関する基礎研究への助成を行い、もって水素社会実現に貢献することを目的とする
信託財産	約 5 億円（2026 年 9 月末現在）
年間助成金額	総額 5 千万円以内とする（1 件あたりの上限は 1 千万円とする）
助成する研究	水素エネルギーの製造・輸送・貯蔵および CO_2 固定化に関連する技術分野で、独創的かつ先導的な基礎研究を対象とする
助成対象者	大学や公的研究機関等、営利を目的としない国内研究機関に所属し、「助成する研究」に合致する研究を行う者
募集・選考方法	公募とし、当公益信託の運営委員会にて審査する
委託者	ENEOS 株式会社
受託者	三井住友信託銀行
主務官庁	経済産業省

［改正公益信託法は 2026 年 4 月 1 日に施行されていますが、当公益信託は移行申請前（旧法適用）であるため、本資料は旧公益信託法に基づいて記載しています］

＜公益信託について＞

公益信託とは、委託者が、財産を一定の公益目的のために信託銀行（受託者）に拠出し、設定した公益信託（公益信託契約）に従って、信託銀行がその財産を管理・運用し、公益のために役立てる制度であり、奨学金の支給、自然科学・人文科学研究への助成、自然環境保護活動への助成、国際協力・国際交流促進など、様々な金銭給付型の公益事業に活用されている。

なお、本基金は旧制度に基づき設定された公益信託であり、新制度への移行認可を受けるまでの間は、従来どおり主務官庁の監督を受ける。

